刈谷市放課後児童クラブ利用者負担金免除申請書

令和　　年　　月　　日

　刈　谷　市　長

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者　住　　所  (保護者) | 〒 － |
| 氏　　名 |  |
| 電話番号 | （　　　　）　　　－ |

　令和　　　年度の刈谷市放課後児童クラブ利用者負担金の免除を下記のとおり申請します。

　なお、免除の承認にあたり、刈谷市が世帯全員の住民基本台帳及び市民税の課税状況を閲覧し、並びに生活保護受給状況を確認することを承諾します。

記

１　対象児童（放課後児童クラブを利用する児童を全て記入）

クラブ名　　　　　　　　　　児童クラブ

　　　　　　　　　　　　　　　　学年　　　年生

　　　　　　　　　　　　　　　　学年　　　年生

　　　　　　　　　　　　　　　　学年　　　年生

２　世帯構成（対象児童を除き、生計を共にする世帯全員について記入）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | 生年月日 | 続柄 | 氏　名 | 生年月日 | 続柄 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

３　免除理由（該当する理由に○）

　　・市町村民税非課税世帯のため　　　　・生活保護受給世帯のため

＜注意事項＞

・免除申請が受理された月の翌月から利用者負担金が免除されます。

・免除申請は、自動的に更新されませんので、入会ごとに申請する必要があります。

・７月に市民税課税状況を調査し、免除の見直しをします。免除制度の対象から外れた場合は、翌月から利用者負担金がかかります。

・免除理由に該当しないことが判明した場合（生活保護が解除された場合や、所得税等の修正申告等により非課税世帯でなくなった場合）は、免除理由に該当しなくなった月の翌月以降の利用者負担金を納入していただく必要があります。この場合、判明した時点で既にクラブを退会している場合も、同様です。